

(意見書案第4号)

北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推薦に関する意見書

北海道・北東北の縄文遺跡群は、北海道、青森県、岩手県及び秋田県に所在する17遺跡を構成資産とし、世界遺産登録を目指している。

縄文文化は、日本列島の多様性に富む生態系を巧みに利用することで定住を達成し、協調的な社会が1万年以上にわたって発展、成熟した、人類史上極めて希有な先史文化であり、北海道・北東北はその中核であった。

特に、我が国に稲作農耕が伝わり、弥生文化が本州に広まった後も、北海道においては、狩猟、漁労、採集による続縄文文化が発展し、自然への畏敬や共生の思想など、命ある全てのものを尊重する精神文化が脈々と引き継がれ、今日のアイヌ文化につながるなど、固有の歴史、文化が展開している。

平成21年1月の世界遺産暫定一欄表記載以来、北海道・北東北の4道県と関係市町が連携し、文化庁の指導のもとユネスコへの推薦に向けて準備を進め、世界遺産登録実現への機運が高まっている。

よって、国においては、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産の早期登録に向け、文化審議会において、同遺跡群を平成30年度のユネスコ推薦候補に決定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
文化庁長官

宛